

閲覧用

令和4年度加美町農業委員会
第7回定例総会議事録

令和4年10月25日（火）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和4年度第7回定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年10月25日(火)午後1時29分～午後2時35分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(16名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	8番	青 木 拓 也
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第17号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第19号	農地転用許可後の工事進捗状況及び 工事完了報告について
日程第7	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第25号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	今 野 典 子
農業委員会事務局農地係長	畠 山 明 大

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第7回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時29分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） それでは若干定刻前ではございますが、只今より令和4年度加美町農業委員会 第7回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は16名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、8番 青木拓也委員、9番 尾形徳夫委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第17号 非農地証明書の交付について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第17号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第17号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和4年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は2件でございます。

報告書番号1

所在地 字赤塚…番…の田 外2筆

現況 宅地

面積 合計2,211㎡

平成14年3月に農地法第5条転用許可を受け店舗・駐車場を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

報告書番号2

所在地 字新川原…番…の田

現況 宅地

面積 329㎡

昭和52年5月に農地法第5条転用許可を受け事務所・車庫を建設したが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

[以上2件の非農地証明書交付について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第17号を終了いたします。

日程第5 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

- *事務局（今野典子次長） 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和4年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

報告書番号1
所在地 字町裏…番…の田 外1筆
面積 合計1,976㎡
基盤強化促進法

[以上1件の賃貸借の合意解約について説明]

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第18号を終了いたします。

日程第6 報告第19号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

- *議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第19号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第19号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和4年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1
太陽光発電設備の設置
許可地 下新田字風張…番…
面積 1,379㎡
令和4年9月14日完了

報告書番号 2

特定建築条件付売買予定地及び建売住宅建設

許可地 字一本杉…番… 外1筆

面積 合計 1,726 m²

令和5年10月31日完了予定（進捗率 12.5%）

〔 以上2件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第19号を終了いたします。

日程第7 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和4年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は6件でございます。

申請番号 1

申請地 小泉字加賀檀…番

面積 411 m²

申請事由 使用貸借による通路・駐車場の設置

事業資金 借入金…万円

事業計画 令和4年11月15日着工予定 / 令和5年4月30日完成予定

申請地は加美町小野田支所の北北東約1kmに位置し、小泉集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。渡人の子である別居中の受人が、実家を建替え両親と同居することになり、申請地を通路と駐車場として利用するものです。用途が宅地の拡張であり、既存施設の面積の1/2を超えない範囲での拡張のため、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

申請地 字町裏…番… 外1筆
面積 合計1,976㎡
申請事由 賃貸借による一戸建貸家建築
事業資金 自己資金…万円
事業計画 令和4年11月15日着工予定 / 令和5年10月31日完成予定

申請地は加美町役場の東南東約900mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公益的施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号3

申請地 字雁原…番… 外1筆
面積 合計613.70㎡
申請事由 賃貸借による風力発電機運搬用地の造成(一時転用)
事業資金 借入金…万円
事業計画 令和4年11月1日着工予定 / 令和6年10月31日完成予定

申請地は加美町役場の東南東約900mに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の公益的施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号4

申請地 字北ノ口前…番 外2筆
面積 合計2,533.03㎡
申請事由 賃貸借による風力発電機運搬用地の造成(一時転用)
事業資金 借入金…万円
事業計画 令和4年11月1日着工予定 / 令和6年10月31日完成予定

申請地は加美町小野田支所の西北西約3.5kmに位置する、農振農用地区域内の農地であります。3年以内の一時的な転用であり、当該目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、やむを得ないと判断しました。

申請番号5・6

申請地 字皆伝寺…番… 外1筆
面積 合計220.69㎡
申請事由 賃貸借による風力発電機運搬用地の造成(一時転用)
事業資金 借入金…万円
事業計画 令和4年11月1日着工予定 / 令和6年10月31日完成予定

申請地は加美町小野田支所の東約1.7kmに位置する、農振農用地区域内の農地であります。3年以内の一時的な転用であり、当該目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、やむを得ないと判断しました。

[以上6件の許可申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 尾形徳夫委員お願いします。

* 9番（尾形徳夫委員） 10月14日、青木委員、庄司局長、畠山係長、私の4名で現地を確認してまいりました。

申請番号1番については、A社B氏とC氏の息子さんが立会いのもと調査を行っております。申請地は文化センター北側の小泉集落内にある第2種農地で、息子さんが自宅を新築し同居するにあたり、車の台数が増えるため自宅内に駐車場を設置するものでございます。駐車場は整地後砕石を敷き、雨水は自然浸透とすることから支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

次に申請番号2番ですが、こちらはD社の担当者が立会いのもと調査を行いました。申請地は〇〇施設西側の、〇〇施設に抜ける道路沿いにある第3種農地でございます。盛土を行いますが、L型擁壁にて土砂の流出を防止します。雨水は新設水路に放流し、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はなく、許可相当と判断いたしました。

続いて申請番号3番から6番ですが、風力発電機の運搬に伴う一時転用で、E社の担当者が立ち会いのもと調査を行いました。雁原の申請地は元〇〇施設があった交差点で、複数の公益的施設が存する第3種農地であり、年2回草刈りを行って管理している土地でございます。盛土を行い造成しますが、土砂の流出を防止し鉄板を敷くということで支障はなく、許可相当と判断いたしました。

次に北ノ口の申請地ですが、〇〇施設の西側にございまして、47ページの盛土の資料を見ていただくとわかるように、本来は1枚の田を造成すれば通行できるのではないかとということでした。ですがこの場所には高圧送電線が通っていて、一般の送電線が設置できないことから地下に埋まっており、安全性を考慮した上で盛土の設計をされたそうです。同様に鉄板敷きとし、支障はないものと判断いたしました。ちなみにこちらの3筆は所有者が同一であり、残りの部分は耕作されるということでした。

最後に皆伝寺の申請地ですが、国道から〇〇へ上る交差点を北に向って、幹線道路にぶつかったT字路でございます。こちらは用水路と副用水がありますが、丈夫なコルゲートを使用し用水に支障はないと確認いたしました。また施工に関しては、改良区からの依頼を普段から受けていて現場に詳しい方がいるということで、小野田のF社さんが請け負うというようなお話でございます。こちら盛土の上、鉄板敷きとすることで許可相当と判断いたしました。

なお、運搬は来年4月から始まって8月までの間に行われます。今回の搬入物の長さというのが、トレーラーから荷物の後尾までで6.2mと、かなりの大きさとなり、石巻港から藁菜までの距離約7.2kmを、時速13～14kmで走行してくるそうです。夜の10時に石巻港を出発し、藁菜に到着するのが朝の6時頃ということで、8時間かけて運搬する計画となっております。又、先導者と後続車をつけて安全に運搬するということでございました。以上をもちまして報告を終わります。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 風力発電の輸送に関してですが、工程表を確認しますと輸送時期が4月から8月までと長期間であります。他の通行車両に支障の出ないように朝方輸送するということですが、時期によってはその時間帯から作業をする方もいるかと思われまして、土地の状況を整地したからと言っても農作業に支障をきたすのではないのでしょうか。輸送経路に隣接する圃場を管理する方々や、加美よつばさんも関連する部分がありますので、計画に基づいて時間帯も含め、もう少しきちんとすり合わせし、審議したほうが良いのではないかと思います。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） この事業に関しましては、道路交通法の許可をしっかりと取って進めている状況です。時間帯の部分については雁原を通過するのが4時、北ノ口を通過するのが5時と聞いておまして、もちろんなるべく早めに通過できるようにするとは聞いております。

*10番（畠山智史委員） 係長の解釈としては輸送の作業を最優先させて、農作業はその時間帯をずらして計画をするようにという考えでよろしいのでしょうか。予定とは言え、これだけの台数ですし、天候等により遅れる可能性もありますよね。田植えの時期にも入りますし一番大事な時期ですので、町や農業委員会から皆さんに通達していかなければならないのではと考えます。できれば、道路に近接する耕作者の方々や法人に対して、E社さんからの説明があれば良いのではないのでしょうか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） 風力発電については色々と問題点が出てきていると思うのですが、私たち農業委員は、土地の許可申請のみ判断するだけで良いのでしょうか。今後これ以上に大きな案件が出てきた時に、一番初めの案件の判断をしっかりと見極めていかないと後々の判断に影響が出てきますので、総合的に見て審議していくべきと考えます。道路交通法に関して問題がないのはわかりますが、何らかのトラブルがあった時のことも踏まえ、慎重に判断すべきなのではないかと思います。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、11番 三浦委員。

* 11番（三浦良人委員） この輸送の詳しい日程は決まっているのですか。はっきり日程が決まっているのであれば、皆さんそれに合わせて作業できると思うのですが。

* 議長（板垣文一会長） では事務局。

* 事務局（庄司一彦事務局長） 先日現地調査時に受けた説明では、事前に看板を至る所に設置し周知していただくということでした。又こちらは町道ですので、道路交通法規制に基づき道路管理者並びに警察署での許可の範囲内ということになっております。確かにそういった面で農業委員会の農地法関連上、土地の規制はクリアしておりますが、ご意見のあるように農繁期・通行時間等の問題があるということですので、若干ここでお時間を頂き確認させていただきます。

* 議長（板垣文一会長） 事務局確認のため、ここで暫時休憩とします。

[午後 2時07分 休憩]

[午後 2時20分 再開]

* 議長（板垣文一会長） 休憩を閉じ、再開いたします。

* 事務局（庄司一彦事務局長） では審議を再開ということで、ご説明させていただきます。通行に関する農作業等への支障ですが、事業者からは道路交通法に基づく通行制限に従い許可を取ってくるということでございました。通行という部分で見ますと、道路法に基づく道路であり農業のためだけの道路ではなくて、公共的に利用する道路となりますので、道路法が優先されることとなります。ですが直線道路においては前後に交通誘導が付きまますので、追い越し通行、対面通行も可能であり、一時転用箇所のカーブの部分はどうしても一時通行止めになるそうですが、それも曲がりきる時間帯のみだということで説明を受けました。

また、今回の5条一時転用の許可基準等については畠山係長より説明致します。

* 事務局（畠山明大係長） 農地法だけでなく他方にも許可を取っているのか、それを踏まえて転用の内容が問題ないのかというところで、法的に問題があるような場合ですと許可できないということも可能ですが、法的に問題がない内容であれば、転用許可ができない理由はないということになります。

—「はい」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） はい、2番 杉村委員。

* 2番（杉村昭宏委員） この件に関しては、農地法5条に係る一時転用の案件でありその観点からしますと、許可することには全く問題ないと思います。この事業に反対・賛成というのはまた別の話であって、農業委員会としてしっかり分別しなければいけないと考えます。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） この場で事業に対して反対・賛成の意見を言っているつもりはないのですが。農業を営んでいるこの地域で、尚且つ農繁期に1日だけならわかりますが、この規模の事業ですから頻繁に搬送作業が行われると思います。先程の畠山委員からの意見等を鑑みますと、1晩2晩であれば農業者も我慢するかもしれませんが、地域の当事者からするとものすごく心配なことだと思うのです。それを少しでも払拭して、我々農業委員がきちんとした対応を取っていかないといけないのではないのでしょうか。法的なものは何の問題もないので、異議なしとそれで決まるかもしれませんが、事業に関してお互いに共通の認識と理解を持たないと、今後こういった案件はまだ出てくる可能性がありますし、そういった部分も踏まえ慎重に意見なり事業者の説明を聞いて考えた審議の仕方もあるのではないかと思います。今まで色々な議案を審議してきましたが、ここにきて本当に農業委員の立場から、我々の意見を出していくことが必要と感じました。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、5番 今野委員。

*5番（今野修委員） 道路というのは農業者だけが使用しているわけではないですね。この3箇所の日程と時間が決まっている中で、農作業をあえてその日にしなければいけないということはないと思います。日程がわかっているのであれば、外して農作業の計画を立てることは十分可能ではないのでしょうか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、11番 三浦委員。

*11番（三浦良人委員） 先ほどの前段階では日程が決まっていないというお話でしたので、決まっているのかどうかという意味で質問しました。日程がわからない状態では予定の立てようがないのですが、決まっているというのであれば作業の予定も外すことができると思います。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 一時転用という部分では杉村委員の言う通り、そこに反対意見はございません。大きな事業で色々なことに関連している案件ですので、今後の農業に関わることもお話しませんかという自分の意見を、一度間を置いた段階で述べるべきだったと、その点は私の反省点でございます。そういった意味で、反対

ということでは全くありません。

*議長（板垣文一会長） 皆さんから色々ご意見をいただきましたが、現段階で皆さんにお諮りしているのは、5条の転用許可ということです。ブレードの運搬につきましては来年4月からの予定であり、それ以前に農作業に対する安全性や日程・時間に関する詳細があると思われまます。ただ、農作業だけが影響を受けるわけではございません。今後町民の方々がブレードの運搬を見る機会も出てくると思いますが、そうした時には皆さんのご協力のもと、この事業を進めていただきたいと思います。

今回は、あくまでも5条の転用申請を許可するかしないかという部分でお諮りしていきますので宜しくお願いいたします。では、他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第25号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第25号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（今野典子次長） 議案第25号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和4年10月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、賃貸借1件でございます。

申請番号1

申請地 宮崎字旭の田 外11筆

面積 合計27,159㎡

権利移動の種別 賃貸借

借賃 10aあたり…円

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上1件の集積計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第25号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和4年度加美町農業委員会 第7回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時35分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和4年10月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 青 木 拓 也

署名委員 尾 形 徳 夫